

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡配偶者（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、実務研修終了後、B所在の会社C研究所（以下「事業場」という。）において、同年○月○日よりDセンタに、○年○月○日からはE研究所に所属し、研究職として就労していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、F医療機関に受診し「神経症、うつ状態、胃炎」と診断され、療養を行っていたところ、同年○月○日、事業場敷地内の地面に倒れているところを発見され、救急搬送先の病院において、死亡が確認された。死体検案書には、「直接死因：胸腔内臓器損傷、直接死因の原因：高処より飛降り、合併症：頭蓋内損傷」と記載されている。請求人によると、被災者は、職場での人間関係や仕事（研究）が上手くいかないことに加えて、恒常的な長時間労働により精神的に多大なストレスを感じて、同年○月下旬頃から○月上旬頃に精神障害を発病し、自殺に至ったという。
- 3 本件は、請求人が、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の病名と発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、○年○月○日付け意見書において、要旨、被災者は、○年○月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していたものと判断するとの意見を述べている。

当審査会としても、被災者の症状の経過等からみて、専門部会の意見は妥当であり、被災者は○年○月上旬に本件疾病を発病したものと判断する。

なお、請求人は、○年○月から○年の○月頃に被災者は本件疾病を発病したと主張するが、これを裏付ける医学的意見はないから採用することはできない。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書別紙（略）に記載の認定基準のとおりである。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①被災者が、○年○月に研究所において入社○年目から研究調査を行ってきた企画の発表を満足な準備ができないまま行ったこと、②被災者は、上司から知識不足を厳しく叱責されたり、企画発表直前の打ち合わせの際「本当は、こんなテーマを選択したくはなかった。」と被災者が漏らしたことから、上司やグループリーダーから「君のために多くの研究員が時間をとっているのにその言い方は何だ。」などと叱責されたこと、③

請求人が労働時間計算をしたところ、100時間程度の時間外労働時間（〇年〇月～〇月）が認められる旨を主張しているので、以下検討する。

ア ①の出来事について

請求人は、要旨、被災者が入社以来取り組んできた研究テーマを全研究員の前で行うという研究発表を〇年〇月に行い、自らの〇年間の仕事の成果がその研究発表にかかっているといっても過言ではなかったが、上司や先輩に分からないことを聞いても突き放され、満足な事前準備が出来なかったと主張している。

これに対し、Gは、要旨、「会社は入社〇、〇年目の研究員に対して先輩研究員が指導者として面倒をみる制度になっていて、〇年目の最後の〇月に、指導を受けて研究した成果を発表する場として発表会がある。発表会は、研究所内の講堂で順番にプレゼンと質疑を行い、最後にアドバイザーが発表内容について意見を述べる。発表会では他部署の人間も参加するが、そこでは発表したテーマに批判的な意見が出ることはない。」と述べている。被災者の指導者であるHは、要旨、「昔はとことん納得がいくまでプレゼン資料を作る傾向があったが、それでは勤務時間が際限なく広がるので、現在は、勤務時間内に資料を作成するように指導している。発表会の準備は〇年〇月頃から始めるが、被災者の発表に必要なデータは同月頃にはほぼ揃っていた。」と述べている。

そうすると、①の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「大きな説明会や公式の場での発表を強いられた」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に当てはめて検討すると、発表会に向けては、Hらが研究の進捗状況を確認し、必要に応じ対策の検討を行うなど被災者に対する支援を行っていたものと思われること、また、準備期間が〇か月程度あったことからみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ ②の出来事について

請求人は、要旨、「被災者は、Dセンタにいた時、上司との人間関係でもストレスを感じていた。上司や先輩に困った事を聞いても、それは自分で考えることだと、突き放されていると言っていた。」と述べている。また、研究発表の〇週間程前に上司のI、H同席のもと、Iより「みんなで進めてきたテーマなんだから、そんなことを今になっていうのは失礼だ。」と言わ

れたと述べている。

これに対し、Hは、要旨、「被災者を日常的に指導していたが、あくまで理論的に納得を得るように指導しており、怒鳴ったりしたことはない。また、人格を否定することを言ったりもしていない。それはIさんも同じであったと思う。」と述べており、Jも、要旨、「Hさんと被災者の相性は決して良くはなかったと思う。ただ、Hさんの指導内容を客観的に聞いていて、行き過ぎていると感じたことはない。正論を言っていたと思う。」と述べている。また、Kは、要旨、「相性の問題だけで決してH君が被災者をいじめていたというわけではない。」と述べている。

さらに、研究発表前の叱責について、Hは、要旨、「発表会の〇週間程前に被災者は自分の望んだテーマではなかったと言っていた。その際には、Iさんから『みんなで決めて進めてきたテーマなんだから、そんなことを今になって言うのは失礼だ。』という話をしていたと思う。口調は普通で怒鳴るようなものではなかった。」と述べ、叱責については否定している。

そうすると、②の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討すると、Iらによる叱責があった事実は認められるが、業務指導の範囲内であり、その後の業務に支障を生じるほどの対立が上司との間に生じていたと確認できないことからみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ ③の出来事について

請求人は、改めて、入退室のログデータを被災者の始業・終業時間を特定するための基本として用いつつ、その前後においてパソコンを用いたファイルの作成・更新が行われていれば、ファイルの作成・更新時の少なくとも1時間前から作業を行っていたと仮定して加算し、労働時間の再集計を行っている。その結果、〇月〇日～〇月〇日は、63時間12分、〇月〇日～〇月〇日は、115時間11分、〇月〇日～〇月〇日は、56時間49分になると主張している。

しかしながら、請求人が上記主張の前提とする事業場以外での時間外労働時間の算定は、ファイル作成・更新時の少なくとも1時間前からを作業時間としているが、その根拠は明確ではない。また、入室のログ以前の通勤時間

と思われる時間と作業時間が重なる日も見受けられ、通勤時間と作業時間との整合性にも疑義があることから、直ちに採用することはできない。また、Gは、要旨、「新人扱いである被災者はテーマ発表以外の仕事を多くはやっておらず、研究所内における作業時間で研究を行うことは可能だったと思う。ただ、プレゼン資料の作成などにこだわりがあれば自宅に持ち帰ってやることもできたと思う。我々から自宅でも仕事をするような指示をしたことはない。」と述べており、Hは、要旨、「プレゼン内容について色々な意見がある中で、勤務時間で終わるように資料の修正点を絞るようにしていた。当然、私やIさんから被災者に家に持ち帰ってでも仕事をやるように指示したことはない。」と述べていることから、被災者が自宅で自分なりに納得がいくまで作業をしていたことはいかがわれるが、同作業が上司からの命令に基づくものである事実は確認できないことから、請求人が主張する事業場以外での作業については、労働時間と認定することはできない。

したがって、当審査会は、決定書理由(略)に認定されている被災者の時間外労働時間は妥当であると判断する。

- (4) 以上にみたとおり、被災者の業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つあるものの、恒常的な長時間労働は認められず、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」とであると判断する。

したがって、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- (5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。